

微小粒子状物質（PM2.5）に関する「注意喚起のための暫定的な指針」 の運用について

（北海道）

1 暫定指針の運用に係る道の基本的なスタンス

西日本では広域で中国等からの越境汚染の影響が見られ、PM2.5について環境基準を超える濃度が観測されている。道内においても影響が懸念されるとともに、地域特性と考えられる濃度の上昇が一部観測されていることから、国の「注意喚起のための暫定的な指針」を次のとおり運用する。

2 「注意喚起のための暫定的な指針」の運用に係る測定自治体

次の道内11自治体とする。

札幌市、函館市、旭川市、小樽市、室蘭市、千歳市、苫小牧市、北斗市、
北海道（釧路市、北見市、帯広市）

3 注意喚起の判断方法

（1）注意喚起の実施

国の「注意喚起のための暫定的な指針」により、判断方法を次のとおりとする。
なお、これ以外の判断方法を市で独自に設定する際には道と協議するものとする。

■測定地点が同一市内で3地点以上の場合

- ・午前5時～7時の1時間値の平均値が2箇所以上の測定地点で $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
- ・午前5時～12時の1時間値の平均値がいずれかの測定地点で $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

■測定地点が同一市内で2地点の場合

- ・午前5時～7時の1時間値の平均値がどちらかの測定地点で $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
- ・午前5時～12時の1時間値の平均値がどちらかの測定地点で $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

■測定地点が1地点の場合

- ・午前5時～7時の1時間値の平均値が測定地点で $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合
- ・午前5時～12時の1時間値の平均値が測定地点で $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

(2) 注意喚起の解除

国の「注意喚起のための暫定的な指針」では、1時間値が $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ まで降下した場合を解除の判断の目安としているが、1時間値が1日で激しく変動する場合等への対応の煩雑さを回避するために、注意喚起を実施した際には、同日の24時まで有効とする。

4 道と測定局所在市の役割分担

国の「注意喚起のための暫定的な指針」では、注意喚起の実施主体は、基本は都道府県としているが、その他の自治体を実施することを妨げているわけではない。

このことと、注意喚起は速やかになされるべきであるという観点から、PM2.5の測定を直接行っている測定局を設置する市が、3に基づき判断し、当該市内の住民に対して注意喚起を行い、その旨を道に速やかに通報することとする。

また、北海道が設置した測定局を有する市については、北海道が当該市と協議の上、3に基づき判断し、当該市が市内の住民に対して注意喚起を行うこととする。

いずれの場合も、道は、当該市が注意喚起を行った旨を全道に速やかに周知することとする。

5 注意喚起のフロー

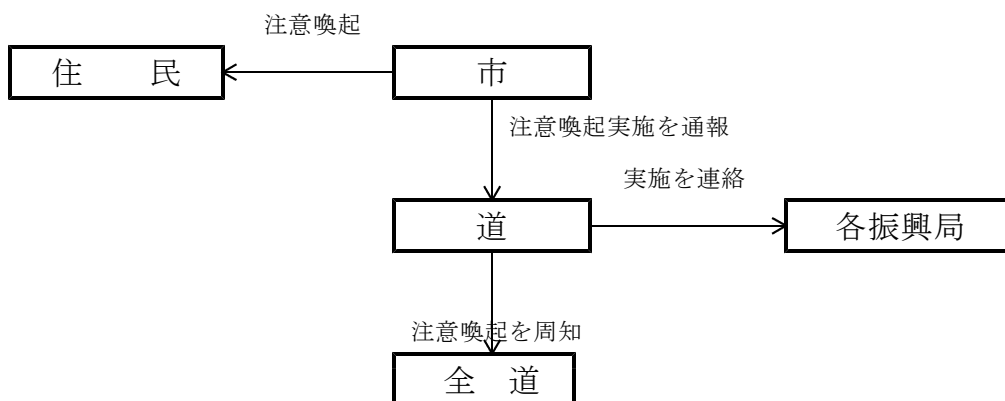
(1) 測定局を設置している市（測定局設置市）における注意喚起の実施

ア 測定局設置市は、PM2.5の測定結果から3により注意喚起が必要と判断した際には、直ちに住民への注意喚起を行うとともに、速やかに道にその旨を通報する。

イ 道は、各振興局に対して測定局設置市が注意喚起を実施した旨を直ちに連絡する。

併せて、道は、当該市が注意喚起を実施した旨、全道に周知する。

市が注意喚起の必要性を判断



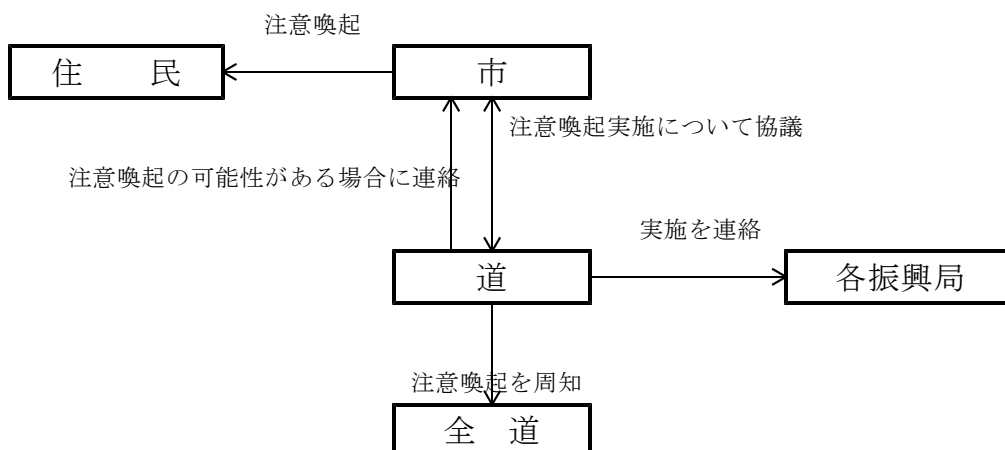
(2) 北海道が設置した測定局を有する市（道測定局所在市）における注意喚起の実施
ア 道は、PM2.5 の測定結果から、道測定局所在市と協議の上、3に基づき注意喚起の実施を判断する。

必要と判断した場合、道測定局所在市は、直ちに住民への注意喚起を行う。

イ 道は、各振興局に対して道測定局所在市が注意喚起を実施した旨を直ちに連絡する。

併せて、道は、当該市が注意喚起を実施した旨、全道に周知する。

道が市と協議の上、注意喚起の必要性を判断



6 注意喚起の周知の方法

(1) 注意喚起する上での基本的なスタンス

特に、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者に配慮することとする。

(2) 注意喚起の内容（行動の目安）

- 屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすこと
- 屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にすること
- 高感受性者においては、体調に応じて、より慎重に行動すること

(3) 道の全道域への周知の方法

道は、全市町村に連絡するとともに、各報道機関への情報提供及びホームページへの掲載により周知を図ることとする。

7 情報提供について

PM2.5 についての正しい知見や「注意喚起のための暫定的な指針」とその運用等を周知するため、ホームページやチラシ等を活用してきめ細やかな情報提供を行う。

(経緯)

- ・平成25年 4月 1日 運用開始
- ・平成25年12月17日 一部改正
- ・平成26年12月 1日 一部改正
- ・平成28年 4月 1日 一部改正
- ・平成28年11月 1日 一部改正